

献血にご協力をください



3月・4月は春の献血推進キャンペーン期間です。

◇日時 4月7日(月)

◇受付時間・場所  
午前11時～午後1時  
JA南三陸本庁(㊤大森)  
午後2時30分～5時  
志津川保健センター

◇献血種類 全血献血(200または400ミリリットル)

※はじめての方は、運転免許証、健康保険証、学生証など本人の確認ができるものを持参してください。

※ご協力いただいた方には記念品を差し上げます。

平成20年度献血カレンダー

※献血車「いずみ号」が来町する日をお知らせします。

献血予定日	受付時間	実施場所	種別
4月7日(月)	午前11時～午後1時	JA南三陸本店	全血
	午後2時30分～午後5時	志津川保健センター	
6月23日(月)	午前11時～午後1時	歌津保健センター	全血
	午後2時30分～午後5時	ファミリーマート横沢店	
7月25日(金)	午前10時30分～午後1時	南三陸合同庁舎	全血
	午後2時30分～午後4時30分	ウジエスーパー志津川店	
10月10日(金)	午前11時～午後1時30分	志津川保健センター	全血
	午後3時～午後5時	JA南三陸本店	
11月21日(金)	午前10時～午後3時	志津川保健センター	成分全血
12月29日(月)	午前9時～午後1時30分	志津川魚市場	成分全血
1月27日(火)	午前11時～午後1時	南三陸合同庁舎	全血
	午後2時30分～午後4時	志津川保健センター	

※献血ができる方は、年齢が満16歳から69歳で、体重が男性45キログラム以上、女性40キログラム以上、かつ献血基準を満たしている方です。

※受付から終了までの献血に係る所要時間は、全血献血で約15～20分、成分献血で約40～90分です。

◇問い合わせ 保健福祉課 健康増進係(志津川保健センター内) ☎46-5113

犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病予防注射を実施しますので、飼い主の方は最寄りの会場で必ず受けてください。(3カ月未満の犬、妊娠犬は注射できません。また、犬の体調が悪い場合は、獣医師に相談してください。)

◇持参するもの 通知書、注射料3,020円(おつりの無いようお願いいたします。)

※すでに犬が死亡している場合は、死亡届の提出が必要となりますので、通知書を持参のうえ、ご来場ください。

※新規登録の方は、犬の登録料と注射料(合計6,020円)をお持ちのうえ、受付に申し出てください。

狂犬病予防注射日程表

期	時間	会場
4月21日(月)	午前9時30分～10時	入谷公民館
	午前10時10分～10時40分	さんさん館前広場
	午前11時10分～11時40分	荒町ふれあいセンター
	午後1時10分～1時30分	旧藤浜小学校
	午後1時40分～2時10分	波伝谷文化センター
4月22日(火)	午後2時30分～3時	戸倉公民館
	午前9時30分～10時	清水公会堂
4月23日(水)	午前10時10分～10時40分	平磯生活センター
	午前11時10分～11時40分	大船集会所
4月23日(水)	午後1時～2時	志津川保健センター前
	午前9時30分～9時45分	上沢集会所
	午前10時5分～10時15分	活性化センターいずみ
	午前10時45分～11時10分	名足集会所
	午前11時30分～11時45分	港駅前
午後1時～1時30分	歌津保健センター	

犬・猫の引き取り

やむを得ない事情により、どうしても飼育ができなくなった犬・猫については、飼い主の責任として新しい飼い主を探しましょう。どうしても新しい飼い主が見つからないときは、保健所に直接搬入し、引き取りをお願いすることになります。なお、4月1日から、犬・猫の所有者からの引き取りは、有料となりましたので、ご注意ください。

◇引取日時 毎月第2・第4水曜日の午前9時～午後3時(ただし、正午から昼12時45分までを除く。)

※祝祭日に当たる場合、日程は変更します。また、引取日等が変更になる場合もありますので、必ず事前に連絡願います。

※4月は、9日(水)、23日(水)

◇引取場所 気仙沼保健所(気仙沼市東新城3-3 ☎22-6615)

※他の各保健所へ直接持ち込むこともできますが、引取日、引取時間等が異なりますので、事前に気仙沼保健所(☎22-6615)まで問い合わせください。

◇引取手数料 生後90日以内の犬・猫1頭につき 400円  
生後91日以上犬・猫1頭につき 2,000円

◇問い合わせ 環境対策課 環境対策係 ☎46-5528  
歌津総合支所 町民福祉課 ☎36-2111

供用開始区域図



伊里前地区公共下水道の供用開始区域が広がります

平成14年3月末に供用開始された伊里前地区公共下水道は、平成20年3月31日(月)に供用開始区域が拡大されました。それに伴い区域内の皆さんは、家庭から出る汚水を下水道に接続したり、トイレの水酸化などの排水設備の工事ができるようになりました。

下水道は、日常生活で使った汚れた水をよみがえらせ、自然にかえすという重要な役割を担うだけでなく、川や海などの汚れを防いで、快適な生活環境をつくる大切な役割もっています。供用開始された区域の方々は、一日も早い下水道への接続をお願いいたします。

排水設備工事は1日でも早く

供用開始された区域の方は、汚水を下水道に流すための排水設備工事を行わなければなりません(法的に義務づけられています)。また、浄化槽を設置している家庭でも、下水道への接続が義務づけられています。

排水設備工事の費用は

家庭の状況や衛生器具の種類により、それぞれの家庭で異なります。工事については、一定要件を備えている「南三陸町排水設備指定工事店」にご相談ください。なお、町では、1日も早い排水設備工事を支援するため、「排水設備

等整備資金融資あっせん制度」(表1)を実施しておりますのでご利用ください。

受益者分担金とは

下水道が整備(供用開始)されることにより、区域内の方はトイレの水酸化等快適で文化的な生活ができるだけでなく生活環境の向上により土地の資産・利用価値がますますの利益を受けます。このようなことから、下水道整備のすべての建設費用を公費のみで負担することは、町民全体及び未整備地区の住民から見れば不公平を生じることになります。そこで、区域内の利益を受ける方々に費用の一部を負担していただくのが「受益

者分担金制度」です。

◇受益者分担金の額(伊里前処理区)262,000円(公共ます1個あたり)

◇受益者分担金の納付方法 分担金額を5年に分割し、さらに1年分を4期に(全20期)分け納付していただきます。

(二期あたり13,100円) 受益者分担金の納入時期(毎年度)記載月の末日まで

第一期	第二期	第三期	第四期
6月	9月	12月	2月

◇問い合わせ 上下水道事業所 ☎46-5600